

ID: 180

担当部署: 都市整備課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町ちよっ蔵広場の設置及び管理に関する条例 第14条		
例規番号	平成19年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第14条及び高根沢町ちよっ蔵広場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 町長は、規則に定める特別な理由があるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第6条 条例第14条の規則で定める特別な理由は次のとおりとする。</p> <p>(1) その利用が公益上必要と認められるとき。</p> <p>(2) 町長が特に認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日